佐野市水処理センター等 包括的維持管理業務委託に係る プロポーザル実施説明書

令和5年7月

佐野市上下水道局

目 次

1	業務概要	1
2	参加資格要件	2
3	事業者選定スケジュール	4
4	プロポーザル実施説明書等の交付及び問合せ先	5
5	プロポーザル実施説明書等に関する質問	5
6	現地説明会及び資料閲覧の申込み	5
7	現地説明会及び資料閲覧の実施	6
8	参加表明書の作成様式及び記載上の留意事項	6
9	参加表明書の提出について	7
10	参加資格要件の確認に関する事項	7
11	技術提案書提出意思確認書の提出	8
12	技術提案書の作成方法	8
13	技術提案書の提出	9
14	提案者の特定及び非特定に関する事項	9
15	契約に関する事項	11
16	参加者の失格	12
17	その他の留意事項	12

1 業務概要

(1) 業務名

佐野市水処理センター等包括的維持管理業務委託

(2)業務の目的

本委託業務は、本市が管理する佐野市水処理センター、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場等の維持管理を包括的に委託することにより、事業者の有する技術力の発揮及び創意工夫を促し、安定した下水処理を維持して安心した放流水質を確保するとともに、より効率的な維持管理を行うものである。

(3) 対象施設

① 佐野市水処理センター 佐野市植下町3300

② 秋山川中継ポンプ場 佐野市庚申塚町4722

③ 高萩中継ポンプ場 佐野市高萩町1295-3

④ 伊勢山中継ポンプ場 佐野市伊勢山町1508-3

⑤ マンホールポンプ場等67箇所 佐野市大古屋町900他

(4)業務内容

本委託業務の内容を以下に示す。なお、詳細は別に配布する「業務要求水準書」によるものとする。

- ① 運転操作監視業務
- ② 保守点検業務
- ③ 環境計測業務
- ④ 物品等の調達及び管理業務
- ⑤ 修繕業務
- ⑥ 施設管理業務
- ⑦ 環境対策業務
- ⑧ エネルギー管理業務
- ⑨ ストックマネジメント業務
- ⑩ 緊急時対応業務
- ① その他業務

(5) 履行期間等

履行期間、業務準備期間及び業務時間は以下のとおりとする。

- ① 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- ② 業務準備期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- ③ 業務時間 24時間終日通年

(6) 提案限度価格

1,985,500,000円(消費税及び地方消費税額を含む)を上限とする。

なお、上記の額は、履行期間における本委託業務の実施に要する費用の上限であり、業務準備期間における業務引継に要する費用は受託者の負担とする。

2 参加資格要件

技術提案書を提出しようとする者は、参加表明書の受付期限日現在において、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 令和5・6年度佐野市物品・役務等入札参加資格名簿で「大分類M(施設・設備等維持管理)のうち「小分類3(上下水道施設管理)」に登録されている者であること。
- (3) 関東地方(1都6県)に本社、本店又は支店、営業所等を有する者(支店、営業所等にあっては契約締結権を委任された者に限る。)であること。
- (4) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条 第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けている者であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (6)公告の日から技術提案書提出期限までの間に、佐野市競争入札参加者指名停止要綱 (平成17年佐野市告示第154号)第2条第1項に規定する指名停止の期間中の者で ないこと。なお、指名停止の措置を受けたときは当該資格を喪失するものとする。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条または第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団員等の構成員と関係を有すると認められる者に該当しないこと、並びに佐野市暴力団排除条例(平成23年 佐野市条例第16号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 破産法(平成16年法律第75号)第18条の規定による破産手続きの申立てをしていない者であること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の申立がなされていないこと、または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立がなされていない者であること。

ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (10) 水処理及び汚泥処理(焼却施設を含まない)を一連とする下水道終末処理場であって、かつ、以下の条件をすべて満たすものにおいて、維持管理業務を平成25年度以降に継続して2年以上元請として履行した実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者としての実績は含むが、構成員としての実績は含めない。
 - ① 下水道法(昭和33年法律第79号)の事業計画に定める施設であること。
 - ② 供用開始後20年以上経過している施設であること。
 - ③ 下水の排除方式が一部合流式である施設であること。
 - ④ 標準活性汚泥法(高度処理の変法を含む)を用いる水処理施設であること。
 - ⑤ 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設であること。
- (11) 共同企業体による参加者でないこと。

- (12) 次の要件をすべて満たす総括責任者を常時かつ専任で配置できる者であること。
 - ①下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3第7号に定める資格を有する者であること。
 - ②下水道終末処理場において、総括責任者又は(13)に示す副総括責任者として2年以上維持管理業務に従事した経験を有する者であること。また、緊急時における水処理センター等の円滑な運営を担保するため、佐野市水処理センターへ60分以内に到着可能であること。
- (13) 次の要件をすべて満たす副総括責任者を配置できる者であること。
 - ①下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3第7号に定める資格を有する者であること。
 - ②下水道終末処理場において、副総括責任者又は(14)に示す設備点検業務主任者若 しくは(15)に示す環境計測業務主任者と同等の責任者として2年以上維持管理業 務に従事した経験を有する者であること。
- (14) 次の要件をすべて満たす設備点検業務主任者を配置できる者であること。
 - ①下水道終末処理場において、運転操作監視又は保守点検業務に3年以上従事した経験を有し、かつ、同等の知識及び技能を有する者であること。
 - ②上記①の同等の知識及び技能の証明とし、学校教育法による高等学校以上において、 工業に関する学科を履修し卒業した者若しくは第1種電気工事士免状取得者又は認 定電気工事従事者認定講習修了者であること。
- (15) 次の要件をすべて満たす環境計測業務主任者を配置できる者であること。
 - ①下水道終末処理場において、環境計測業務に3年以上従事した経験を有し、さらに、 同等の知識及び技能を有する者であること。
 - ②上記①の同等の知識及び技能の証明とし、学校教育法による高等学校以上において、 農業又は工業に関する学科を履修し卒業した者若しくは水質関係第1種公害防止管 理者有資格者であること。
- (16) 次の有資格者を配置できる者であること。
 - ①下水道法施行令第15条の3第7号に定める資格を有する者
 - ②酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習(旧第2種)修了者
 - ③第1種電気工事士免状取得者又は認定電気工事従事者認定講習修了者
 - ④水質関係第1種公害防止管理者有資格者
 - ⑤有機溶剤作業主任者講習修了者
 - ⑥危険物取扱者(乙種第4類)免状取得者
 - (7)小型移動式クレーン運転技能講習修了者
 - ⑧アーク溶接等の業務に係る特別教育修了者
 - ⑨自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育修了者
 - ⑩玉掛けの業務に係る特別教育修了者
 - ⑪刈払機取扱作業者
 - ②中型自動車第一種運転免許(8 t 限定)又は準中型自動車運転免許取得者
 - ③エネルギー管理士免状取得者又はエネルギー管理員講習修了者

- ⑭クレーン業務に係る特別教育修了者
- ⑤低圧電気取扱者安全衛生特別教育修了者

3 事業者選定スケジュール

事業者選定スケジュール (予定)を示す。

実施内容	実施時期
実施手続き開始の公告	令和5年7月3日(月)
プロポーザル実施説明書等の交付	令和5年7月3日(月)~令和5年7月31日(月)
質問受付	令和5年7月3日(月)~令和5年7月31日(月)
現地説明会及び資料閲覧申込期間	令和5年7月3日(月)~令和5年7月14日(金)
現地説明会及び資料閲覧	令和5年7月10日(月)~令和5年7月21日(金)
質問回答期限	令和5年8月10日(木)
参加表明書の受付期間	令和5年8月10日(木)~令和5年8月21日(月)
提案資格要件確認結果通知	令和5年8月31日(木)
技術提案書提出意思確認書受付期限	令和5年9月7日(木)
技術提案書受付期間	令和5年9月25日(月)~令和5年10月10日(火)
第1次審査(技術提案書審査)	令和 5 年 10 月下旬
結果通知(第1次審査)	令和5年11月上旬
第2次審査 (ヒアリング審査)	令和5年11月中旬
結果通知(第2次審査)	令和5年12月上旬
契約締結	令和5年12月下旬

4 プロポーザル実施説明書等の交付及び問合せ先

(1) 交付期間

令和5年7月3日(月)から令和5年7月31日(月)

(2) 交付方法

本市のホームページ (http://www.city.sano.lg.jp) にて、次の書類を掲載する。(以下、「プロポーザル実施説明書等」という。)

- ①佐野市水処理センター等包括的維持管理業務委託に係るプロポーザル実施説明書
- ②佐野市水処理センター等包括的維持管理業務委託 業務要求水準書
- ③佐野市水処理センター等包括的維持管理業務委託 様式集
- (3) その他の留意事項
 - ①プロポーザル実施説明書等に定めるもののほか、参加表明書の受付後から契約締結 までに提案者に提示しなければならない事項が発生した場合には、提案者に対して、 通知等により提示する。
 - ②本市が提示するプロポーザル実施説明書等は、応募以外の目的で使用することを禁ずる。
- (4) 問合せ先

〒327-0003 佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局 下水道課 下水道維持係 (担当:店網) 電話 0283-23-1120 FAX 0283-23-1121 メールアドレス gsiji@city.sano.lg.jp

5 プロポーザル実施説明書等に関する質問

(1) 質問内容

質問の内容は、プロポーザル実施説明書、業務要求水準書、様式集及び技術提案書 の作成に係るものとするが、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 受付期間

令和5年7月3日(月)~7月31日(月)午後5時まで

- (3) 提出方法
 - ①電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「佐野市水処理センター等包括的維持管理業務委託に関する質問」とし、あわせて電話により送付した旨を4(4)問合せ先へ連絡すること。(メールアドレス: gsiji@city.sano.lg.jp)
 - ②プロポーザル実施説明書等に関する質問書(別記様式第1号)の様式を用いること。 ③郵送、FAX、電話及び口頭での質問は受け付けない。
- (4)回答方法

質問に対する回答は令和5年8月10日(木)までに本市のホームページに掲載する。 なお、質問に対しての個別回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。

6 現地説明会及び資料閲覧の申込み

現地説明会及び資料閲覧を希望する者は次のとおり申込みを行うものとする。

(1) 受付期間

令和5年7月3日(月)~7月14日(金)午後5時まで

- (2) 提出方法
 - ①電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「佐野市水処理センター等包括 的維持管理業務委託 現地説明会及び資料閲覧申込み」とし、あわせて電話により 送付した旨を4(4)問合せ先へ連絡すること。

(メールアドレス: gsiji@city.sano.lg.jp)

- ②現地説明会及び資料閲覧申込書(別記様式第2号)の様式を用いること。
- (3) その他
 - ①説明会会場の都合上、参加者は1者につき5名までとする。
 - ②現地説明会及び資料閲覧の日時は、希望日を考慮し本市が日時を指定して通知する。 (別記様式第3号)

7 現地説明会及び資料閲覧の実施

- (1)期日 令和5年7月10日(月)~7月21日(金)(希望日を考慮し本市が日時を指定する。)
- (2)場所 佐野市水処理センター2階 旧下水道課事務室 (佐野市植下町3300番地)
- (3) 内容 プロポーザル実施説明書等の説明、資料閲覧及び施設確認
- (4) その他
 - ①プロポーザル実施説明書等の説明及び施設確認は当日限りとする。
 - ②追加で資料閲覧を行いたい場合は、事前に市に電話予約し、閲覧することができる。
 - ③資料閲覧を行う資料は業務要求水準書別紙 17 に示す資料及び市が必要と認める資料とする。
 - ④閲覧資料の貸出は行わないものとする。
 - ⑤施設の写真撮影、並びに閲覧資料の写真撮影、コピー及びスキャナは可、口頭での 質問は一切受け付けない。
 - ⑥写真撮影、コピー及びスキャナに必要な機材は資料閲覧希望者で準備すること。旧 下水道課事務室内の電源コンセントの使用は認める。

8 参加表明書の作成様式及び記載上の留意事項

技術提案書を提出しようとする者は、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

- (1)参加表明に必要な書類
 - ①プロポーザル参加表明書(別記様式第4号)
 - ②参加資格要件確認表(別記様式第5号)
 - ③企業概要調書(別記様式第6号)
 - ③維持管理実績調書(別記様式第7号)
 - ④配置予定従事者調書(別記様式第8-1~8-5号)

- ⑤配置予定従事者実務経験証明書(別記様式第9号)
- ⑥下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に 基づく登録を証明できる書類
- (2) 記載上の留意事項
 - ①維持管理実績調書及び配置予定従事者調書の記載にあたっては、参加資格要件を十分に確認すること。
 - ②各様式に記載している事項に注意し、必要に応じて指示する資料を添付すること。

9 参加表明書の提出について

(1) 提出期間

令和5年8月10日(木)から8月21日(月)

(2) 提出場所

4(4)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、持参の場合は、休日を除き、開庁時のみとする。郵送で提出する場合は、「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録」のいずれかの方法によるものとする。(当日消印有効)

(4) 提出部数

参加表明書の提出部数は、正1部とする。

10 参加資格要件の確認に関する事項

参加表明書により、本プロポーザルの提案資格を有する者であるかを確認し、その結果を次のとおり通知する。

(1) 選定通知

提案資格を有すると認められた者に対して、その旨の書面(別記様式第10号)及び プロポーザル参加要請書(別記様式第11号)を送付する。また、参加表明書に記載さ れたメールアドレスに書面の写しを8月31日(木)までに参考送付する。

(2) 非選定通知

提案資格を有すると認められなかった者に対して、その旨の書面(別記様式第10号) を送付する。

提案資格を有すると認められなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日 (佐野市の休日を定める条例(平成17年佐野市条例第2号)第1条に規定する市の休 日を含まない。以下同じ。)以内に非要請理由請求書(別記様式第12号)により、非 選定理由について説明を求めることができる。

説明請求の回答は、説明を求めた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。) 以内に非要請理由回答書(別記様式第13号)により行うものとする。

(3) その他の留意事項

プロポーザル参加要請書通知後、参加を辞退するときは、辞退届(別記様式第24号)

を提出すること。なお、提出期限までに技術提案書提出意思表明書または技術提案書の 提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

11 技術提案書提出意思確認書の提出

プロポーザル参加要請書を受領した者は、下記により技術提案書提出意思確認書を提出すること。

(1) 提出書類

技術提案書提出意思確認書(別記様式第14号)

(2) 提出期限

令和5年9月7日(木)

(3) 提出場所

4(4)に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、持参の場合は、休日を除き、開庁時のみとする。郵送で提出する場合は、「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録」のいずれかの方法によるものとする。(当日消印有効)

(5) 提出部数

技術提案書提出意思確認書の提出部数は、正1部とする。

12 技術提案書の作成方法

プロポーザル参加要請書を受領した者は、下記により技術提案書を作成し、提出すること。

- (1) 提出書類
 - ①技術提案書(別記様式第15、15-1~15-6号)
 - ②業務参考見積書(別記様式第16号)(参考見積内訳を含む)
- (2) 記載上の留意事項
 - ①別記様式第15号においては、企業名の記載及び押印等は正本のみに行うこと。副本については、プロポーザル参加要請書(別記様式11号)に記載された呼称を表紙の右上に記載(ゴシック体、文字サイズ20ポイント)し、企業名の記載及び押印等は行わないこと。
 - ②別記様式15-1~15-6号において、提案者を特定できる内容の記載をしない こと。また、各様式右上の提案参加者名欄にプロポーザル参加要請書(別記様式1 1号)に記載された呼称を記載すること。
 - ③様式及び枚数は表1に示すとおりとし、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴じとする。なお、図表及びグラフ等を使用する場合において、A3版を使用するときは折り綴じること。A3版1枚はA4版2枚分として枚数をカウントする。
 - ④文字サイズは12ポイント以上とする。ただし、挿入する図表及びグラフ等については文字サイズを問わないものとする。

- ⑤表紙及び目次は枚数に含めない。通しでページ番号を付すこと。
- ⑥フラットファイル等を使用し、ファイルとして1冊に綴じること。ただし、業務参考見積書はファイルに綴じずに別に提出すること。
- ⑦技術提案書に記載する内容については、業務参考見積書の金額に追加費用を伴わず 実施する内容とすること。
- ⑧業務参考見積書の金額は、1 (6) に示す提案限度価格を超えてはならない。

表1 技術提案書様式

i i	様式及び枚数	
1業務実施方針	a) 業務実施方針	別記様式第15-1号 A4版3枚以内
2業務実施体制	a) 人員配置、保有資格、勤務体制 b) 業務従事者への教育 c) 安全衛生管理	別記様式第 15-2 号 A 4版 5 枚以内
3 運転管理業務 (運転操作監視・環境計測)	a) 運転管理計画 b) 薬品使用量等削減策	別記様式第 15-3 号 A 4 版 5 枚以内
4保守点検業務	a)保守点検計画 d)修繕計画 c)保守点検記録等の蓄積・活用	別記様式第 15-4 号 A 4版 5 枚以内
5 緊急時対応業務	a) 緊急時の人員配備及び調達体制 b) 緊急時対応方法	別記様式第 15-5 号 A 4 版 5 枚以内
6 地域貢献	a) 地元活用 b) 施設見学 c) その他	別記様式第 15-6 号 A 4版 3 枚以内

13 技術提案書の提出

(1) 受付期間

令和5年9月25日 (月) \sim 10月10日 (火) 午後5時までただし、休日を除き、開庁時のみとする。

- (2) 提出場所
 - 4 (4) に同じ。
- (3) 提出方法

持参とし、郵送その他の方法による提出は一切認めない。

- (4) 提出部数
 - ①技術提案書(別記様式第15、15-1~15-6号) 正1部、副14部
 - ②業務参考見積書(別記様式第16号)(業務参考見積内訳を含む) 正1部

14 提案者の特定及び非特定に関する事項

提案者の特定は、「佐野市水処理センター等包括的維持管理業務委託評価委員会(以下、「評価委員会」という。)」において行う。

第1次及び第2次審査の結果、総合評価点の最も高い者を最優秀者とし、次点の者を 優秀者とする。最も高い総合評価点を獲得した提案者が複数の場合(同点の場合)は、 次の①から③の選考過程により最終順位を確定し、最優秀者とする。

- ① (別表1)技術提案書等の評価基準の「3 運転管理業務」の各委員の合計点が最 も高い者
- ② ①に該当する者が複数ある場合は、業務参考見積書に記載された見積金額が最も 低い者
- ③ 上記によりがたい場合は、評価委員会の協議により決定した者

(1) 第1次審査(技術提案書の評価)

評価委員会において、別表1の評価基準に基づいて技術提案書の評価を行い、第1次審査の通過者は、評価点の最も高い者から4者以内とする。なお、同点の場合には、評価委員会による協議のうえ決定する。

(2) 第2次審査(ヒアリング評価)

第1次審査の通過者に対し、評価委員会において、別表1の評価基準に基づいてヒ アリング評価を行う。第2次審査の評価点に第1次審査の評価点を加算し、総合評価 点により最優秀者を特定する。

①ヒアリング実施日

日時 令和5年11月中旬

場所 佐野市上下水道局(佐野市大橋町1165番地)

※第1次審査の通過者のみ。審査結果と併せてヒアリング審査の日程等を別途通知 する。

②出席者

出席者は、技術提案書の内容を十分に理解し説明できる者であり、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

なお、出席者の人数は、配置予定の総括責任者を含め3名以内とし、ヒアリング審 査説明員一覧(別記様式第16号)を技術提案書提出時に提出するものとする。

③ヒアリングの内容

- ア 審査は、準備 5分、プレゼンテーション 3 0 分以内、質疑 1 0分、片づけ 5分の合計 5 0分程度で実施するものとする。
- イ プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うこと も可とする。なお、必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは、本市が 用意し、その他パソコン等は各自持参すること。
- ウ プレゼンテーションの内容は、提出された技術提案書の内容を説明するものとし、 内容の変更や追加は認めない。なお、パワーポイント等の資料を作成し、配布す ることは不可とする。

(3) 技術提案書等の評価基準

評価委員会において、提案者を特定するための評価基準は別表1、得点化方法は別紙1のとおりとする。

(4)審査結果通知

①第1次審査結果

ア 第1次審査を通過した者に対しては、第1次審査を通過した旨の書面(別記様式 第17号)と併せてヒアリング審査通知書(別記様式第18号)を通知する。ま た、参加表明書に記載されたメールアドレスに書面の写しを参考送付する。

- イ 第1次審査を通過しなかった者に対しては、その旨を書面(別記様式第17号) により通知する。
- ウ 上記イの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に非選定理由請求書(別記様式第19号)により、非選定理由について説明を求めることができる。
- エ 上記 ウの回答は、説明を求めた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。) 以内に非選定理由回答書(別記様式第20号)により行う。

②第2次審査結果

- ア 最優秀者に特定された者に対して、その旨を書面(別記様式第21号)により通知する。また、参加表明書に記載されたメールアドレスに書面の写しを参考送付する。
- イ 特定されなかった者に対して、その旨を書面(別記様式第21号)により通知する。
- ウ 上記イの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に非特定理由請求書(別記様式第22号)により、非特定理由について説明を求めることができる。
- エ 上記ウの回答は、説明を求めた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。) 以内に非特定理由回答書(別記様式第23号)により行う。

(5) その他留意事項

- ①提案者が4者以内の場合には、第2次審査実施日に第1次及び第2次審査を合わせて実施するものとし、提案者にヒアリング審査の日程等を通知する。(別記様式第18号)
- ②提案者が1者であった場合には、第2次審査実施日に第1次及び第2次審査を合わせて実施し、総合評価点が満点の60%以上であれば最優秀者として特定する。

15 契約に関する事項

(1) 契約候補者としての特定

評価委員会が特定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の相手方(契約候補者)として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、優秀者を随意契約の相手方として再特定するものとする。

- ①最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当することとなったとき
- ②最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
- ③最優秀者が、特定後に本説明書に掲げる失格事項に該当して失格となったとき
- ④最優秀者との協議の結果、契約締結ができなかったとき
- ⑤最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき

- ⑥その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき
- (2) 委託契約金額

委託契約金額は、本委託業務に係る提案限度価格の範囲内とする。

(3) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本説明書に定める失格事項に該当していたことが明らかになった場合には、契約を解除できることとする。

16 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- ①参加表明書及び技術提案書等の提出書類が提出期限までに提出されない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③本説明書2に定める参加資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- ④その他本説明書の定めに反した場合
- ⑤本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合

17 その他の留意事項

- (1)提出期限までに参加表明書を提出しない者、提案資格を有することを認められなかった旨の通知を受けた者及び提出期限までに技術提案書提出意思確認書を提出しない者は、技術提案書を提出することができないものとする。
- (2) 現地説明会参加、参加表明書及び技術提案書等の作成及び提出並びにヒアリング参加 等の本プロポーザル手続きに要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書等の提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがある。
- (4)提出された参加表明書及び技術提案書等の提出書類は返却しないものとする。なお、 提出された参加表明書及び技術提案書等の提出書類の著作権は提案者に帰属するもの とし、提案者に無断で使用することはない。ただし、市は、本プロポーザル手続き及び これに係る事務処理に必要な範囲において、技術提案書等の複製、記録及び保存等を行 う。
- (5) 特定された技術提案書については、本プロポーザルにおける評価及び選定結果についての市の説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開することができるものとする。
- (6) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として記載された内容の変更は認めない。ただし、審査に影響を与えないと市が判断する軽微な誤記等がある場合は、市が指定する期日までに適切に訂正するものとする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書に記載された配置予定従事者については、病休、死亡等の きわめて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (8) 本説明書に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定めるものとする。

(別表1)技術提案書等の評価基準

①第1次審査評価基準

	評価ュ	項目	主な評価の視点	配点	小計
	1業務実施方針	a) 業務実施 方針	・本業務の目的や下水道施設の重要性を的確に認識しているか。・本業務に対する課題を捉え、その課題に対する取組や協力姿勢が示されているか。・本業務におけるコスト縮減、SDGsの達成に貢献するための取組方針が示されているか。	1 2	1 2
	2業務実施体制	a) 人員配置、 保有資格、 勤務体制	・適切で無理のない継続可能な業務実施体制 (業務従事者の人数、業務分担、保有資格、 勤務体制(日勤、夜勤))を構築する提案と なっているか。 ・技術支援や欠員対応等、近隣事業所や本社 等の応援体制について提案されているか。	8	2 4
		b) 業務従事 者への教 育	・業務従事者に対する人材育成、技術の継承 を目的とした教育・研修を継続して実施する 提案であるか。	8	
		c) 安全衛生 管理	・業務従事者の労務、安全衛生が適切に管理 される提案であるか。	8	
技術評価	3 運業務 (作 環) (作 環) (1 年) (1	a) 運転管理 計画 品 (使の) 乗事方法	・対象施設の特性(排除方式が一部合流式であること、消化設備を有すること、その他)や運転管理上配慮すべきポイントを踏まえた運転方法が提案されているか。 ・放流水質の要求水準を確保するための運転管理の方法が提案されているか。 ・脱水汚泥含水率の要求水準を確保するための運転管理の方法が提案されているか。 ・必警報対応の方法が提案されているか。 ・過剰な薬品使用の抑制や適切な薬品交換時期の見極めなど、適切な薬品使用の管理方法が提案されているか。(次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、消泡剤、脱硫剤、脱臭用活性炭)・過剰な電力使用の抑制など、適切な電力使用の管理方法が提案されているか。	1 6	2 4
	4 保守点検業務	a) 保守点検 計画	 ・カーボンニュートラルに向けた取組みが提案されているか。 ・設備及び機器の機能が十分に発揮されるよう、適切な内容及び頻度で点検を行う計画となっているか。 ・設備及び機器の故障が発生した場合、早期に施設全体の機能を確保したり、設備及び機器の機能を早期に回復させるための考え方や方法が提案されているか。 ・ストックマネジメントと保守点検業務の関連性について理解しているか。 	1 2	2 4

評価	項目	主な評価の視点	配点	小計
	b) 修繕計画	・設備及び機器の重要度等を考慮した修繕計画立案のための方法が提案されているか。・迅速かつ確実な修繕を実施するための体制が提案されているか。・修繕費の削減に努めるための方法が提案されているか。	8	
	c) 保守点検 記録等の 蓄積・活用	・保守点検記録や修繕履歴等を効率的に蓄積 する方法、及びその情報をストックマネジメ ント計画や保守点検に活用する方法が提案 されているか。	4	
5 緊急時対応業務	a) 緊急時の 人員配備 及び調達 方法	・緊急時に迅速かつ適切に対応するための人員配備体制(招集人数、招集時間、社内応援体制等)が提案されているか。 ・緊急時における燃料及び薬品(次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤)の調達方法が提案されているか。	12	20
	b) 緊急時対 応方法	・大雨や台風、地震、異常水質流入等の緊急 時における対応方法が提案されているか。 ・ICT を活用するなど、緊急時における確実か つ効率的な上下水道庁舎との連絡体制の構 築が提案されているか。	8	20
6 地域貢献	a) 地元活用	・薬品等の調達、修繕業務、施設管理業務等 における地元企業の育成や活用方法が提案 されているか。	8	
	b) 施設見学	・小学生等の施設見学者に対する対応方法が 提案されているか。・施設公開事業に対する協力方法が提案され ているか。	4	16
	c) その他	・市職員の知識や技能等の向上のための協力 方法が提案されているか。・敷地内及び敷地周辺における環境美化(ご み拾い、落葉掃き等)の内容が提案されているか。	4	
価格評価				0
		小計	1 8	3 0

②第2次審査評価基準

<u> </u>	1 1144			
評価項		主な評価の視点	配点	小計
ヒアリング 評価	a) 取組意欲	・本業務に対する取組意欲、熱意が感じられるか。	1 2	2.0
	b) 説明能力	説明が分かりやすく説得力があるか。	4	20
	c) コミュニケーション 能力	・質問に対する応答が明快かつ迅速か。	4	
		小計	2	0

③総合評価点

第1次審査 評価点	180
第2次審査 評価点	2 0
総合評価点	200

(別紙1) 得点化方法

(1) 技術評価の得点化方法

技術評価の得点化方法は下表に示す5段階評価により、各委員が評価項目ごとに得点を算出し、その合計点を各委員の評価点とする。

技術評価点は、各委員の評価点の平均値とし、小数点以下第3位を四捨五入して小数 点第2位まで求める。

表 技術評価の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目について、特に優れていると認められる。	配点×1
В	当該評価項目について、優れていると認められる。	配点×3/4
С	当該評価項目について、普通である。	配点×2/4
D	当該評価項目について、やや劣ると認められる。	配点×1/4
Е	当該評価項目について、劣ると認められる。	配点×O

(2) 価格評価の得点化方法

価格評価は、以下の計算方法により算出し、小数点以下第3位を四捨五入して小数点 第2位まで求める。

なお、業務参考見積書に記載された価格が、提案限度価格を超える者は特定しない。

価格評価点=配点(60点)×最低価格÷当該提案者の価格

(3) ヒアリング評価の得点化方法

ヒアリング評価の得点化方法は下表に示す5段階評価により、各委員が評価項目ごと に得点を算出し、その合計点を各委員の評価点とする。

ヒアリング評価点は、各委員の評価点の平均値とし、小数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで求める。

表 ヒアリング評価の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目について、特に優れていると認められる。	配点×1
В	当該評価項目について、優れていると認められる。	配点×3/4
С	当該評価項目について、普通である。	配点×2/4
D	当該評価項目について、やや劣ると認められる。	配点×1/4
Е	当該評価項目について、劣ると認められる。	配点×0

(4)総合評価点の算出方法

総合評価点は、以下の計算方法により算出する。

総合評価点=技術評価点+価格評価点+ヒアリング評価点